

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件  |
| 厚生年金関係                        | 3 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 12 件 |
| 厚生年金関係                        | 12 件 |

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年2月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月から同年4月までは7万2,000円、同年5月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円、同年10月から50年1月までは19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月10日から50年2月28日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については厚生年金保険に加入していた事実が確認できない旨の回答を得た。  
しかし、申立期間当時、自分がA事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名とは一致しないものの、申立人と生年月日及び性別が一致する未統合記録が確認でき、当該記録では、被保険者の資格取得日が昭和48年1月10日、資格喪失日が50年2月28日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「A事業所では、戸籍上の氏名で呼ばれたことはなく、A事業所の社長が「B」と氏名を付けて、「C」という愛称で呼ばれていた。」と主張しているところ、当時の取締役及び同僚は、「B」が勤務していたことは間違いない。」と証言している。

さらに、申立人は、「D市のEセンターで仕事をあっせんされて、A事業所に就職した。」と主張しているところ、当時の同僚が証言する「B」の入社の経緯と一致している。

加えて、申立人は、A事業所の倒産直後の状況について詳細に記憶しており、その内容は同僚の証言と一致する上、申立人は、「健康保険被保険者証を返していない。」と主張しており、前述の被保険者原票から「証未回収」という記載が確認でき、健康保険被保険者証が返還されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和48年1月10日に被保険者資格を取得し、50年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和48年1月から同年4月までは7万2,000円、同年5月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円、同年10月から50年1月までは19万円とすることが妥当である。

## 静岡厚生年金 事案 852

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年4月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、360円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和4年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和21年11月1日から22年4月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載は無いものの、健康保険番号の記載があり、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ記録が確認でき、当該記録では被保険者資格の取得日が昭和21年11月1日で、喪失日が22年4月26日と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、上述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載が無いことについて、A事業所を管轄していた社会保険事務所に問い合わせたところ、「A事業所は、健康保険番号が払い出されているので、同時に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を納付していたと考える。」、「申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載が無いことについては、A事業所での健康保険厚生年金保険の加入手続時に、申立人の手帳記号番号

が不明だったため、それを確認している最中に申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失が生じ、手帳記号番号を確認中である旨を分かるように健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載しなかったため、手帳記号番号が記載されないままになったのではないか。」との回答を得た。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和21年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年4月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、360円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

(A事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

入社以来、途中一度も退職することなく継続して在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人はB事業所グループ企業に継続して勤務し(昭和58年8月1日にA事業所からB事業所C工場に転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和58年6月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書におけるA事業所の資格喪失日が昭和58年7月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は同年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 854

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 18 日から同年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、昭和 45 年 1 月に A 事業所に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時、A 事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員は、「当時、A 事業所は、従業員の出入りが激しく、短期間で辞めてしまう者も多かったので、厚生年金保険に加入させる前に数か月の試用期間があった。」と証言しており、当該元従業員の中には、「A 事業所で実際に勤務していた期間より、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間が短い。」と証言している者が存在する。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた者の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数存在することから、A 事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

さらに、事業主に照会したところ、「当時の資料は残っていない。」としており、申立期間当時の厚生年金保険料控除についての証言も得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年6月6日まで  
私は平成6年4月1日から1年間、A事業所で講師をしていたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。  
辞令を提出するので、記録の訂正をしていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した2枚の辞令から、申立人が申立期間当時、A事業所の講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の辞令をみると、任用の期間は、それぞれ平成6年4月1日から同年5月14日までの期間及び同年5月15日から同年6月5日までの期間であり、いずれも2か月間以内となっている。このことについて、A事業所の社会保険手続を行っていたB事業所の後継事業所であるC事業所は、「講師任用について、2か月間を超える辞令が発令されたときから、健康保険、雇用保険、厚生年金保険に加入する。申立人の場合、二つの期間を通算すると2か月間を超えるが、それぞれ2か月間に満たない任用であるため、厚生年金保険に未加入であったと考えられる。」と回答している。

また、申立人のB事業所における雇用保険被保険者記録は厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間において雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 16 日から 17 年 8 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所における標準報酬月額は、14万2,000円であるとの回答を得た。申立期間における標準報酬月額を、給与明細書で確認できる総支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、14万2,000円と記録されているところ、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格取得日から3か月間の給与の総支給額を平均すると、15万1,064円になることから、申立期間における標準報酬月額は15万円であると主張している。

しかし、申立人が提出した給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A事業所と顧問契約のある労務管理事務所の担当者は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は、14万2,000円の標準報酬月額で提出し、その後、標準報酬月額訂正の手続きは行っていない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の担当者は、「厚生年金保険被保険者の資格取得時に決定された標準報酬月額と、当該資格取得日から3か月間の給与総支給額の平均から算定される標準報酬月額の等級差が2等級以上となる場合には、資格取得時にさかのぼって標準報酬月額の訂正が必要である。」と述べているところ、申立期間において、申立人の給与総支給額の平均から算定される標準報酬月額は、資格取得時に決定された標準報酬月額を上回るものの、当

該等級差は1等級であることが確認できる。

加えて、A事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額そきゅうは、遡及して大幅に引き下げられているなどの事実は確認ができず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人のみが低額であるという状況は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 26 日から 42 年 1 月 4 日まで  
(A事業所又はB事業所)  
② 昭和 43 年 5 月 26 日から同年 8 月 22 日まで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所及びB事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。

申立期間当時、夜学の高校へ通っており、昼間に働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所かB事業所のどちらかに勤務していたとしており、申立期間当時、それぞれの事業所の被保険者であった複数の元従業員に聴取したところ、A事業所の元従業員は、「申立人のことは記憶しているが、在籍期間までは分からない。申立人は、長い期間は勤務していなかった。」と述べており、B事業所の元従業員は、申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間もA事業所又はB事業所に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、A事業所の複数の元従業員は、「A事業所は、入社から退職まで社会保険に加入させていた。在職中に社会保険を脱退させるような事業所ではない。」「自分のA事業所での年金記録と勤務期間に相違は無い。」と証言しているが、当該A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者とされる者も死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかつ

た。

さらに、B事業所の複数の元従業員は、「当時、B事業所では社会保険に加入するまで3か月間の試用期間を設けていた。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、B事業所の被保険者であった複数の元従業員に聴取したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、B事業所に照会したところ、「申立人の人事記録、賃金台帳等の保存はしていない。」と回答している上、当時の事業主及び経理担当者とされる者も既に死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月ごろから 39 年 4 月ごろまで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。友人に誘われて A 事業所に入社し、B の操作作業を行い昭和 39 年 4 月ごろまで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、複数の元同僚は、「当時、A 事業所には正社員でない者も多く雇用されており、その者の中には B の操作作業を行っていた者もいた。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 36 年 3 月 25 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、36 年 4 月から 55 年 11 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れないため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

A事業所に勤務し、会社の健康保険証を使用した記憶があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人はA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所から、「当業界では従業員の適正を判断するため、新規採用後、3か月から6か月程度の試用期間を設けることが通常となっており、申立人についても、採用当初は試用期間が設けられていたと考えられる。試用期間中は厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していない。」との証言を得たことから、申立人はA事業所において勤務開始当初は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「私は、昭和 46 年 9 月に交通事故を起こし、47 年 2 月頃に免許停止処分になった。」と述べており、A事業所は、「申立人は、試用期間中に交通事故を起こしたと考えられる。」としている。

さらに、免許停止処分の期間については、申立人の主張と同僚の証言が相違しており、このほかに関連資料も無いことから、確認することができないほか、免許停止処分期間中の申立人のA事業所における勤務状況についても、申立人は、「免許停止処分期間中は、1か月の勤務日数のうち3分の1または2分の1程度出勤し、1日当たり8時間程度の勤務であった。」としているが、これを確認できる関連資料、周辺事情はないことから、申立人の当該期間中のA事業所における勤務形態及び厚生年金保険の控除の状況を確認す

ることはできなかった。

加えて、免許停止処分終了後の申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、A事業所から、「再度、試用期間を設けたものと思われる。試用期間中は厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していない。」との証言を得た。

なお、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和47年3月10日から同年7月21日までの期間について、同保険に加入していることが確認できるが、当該期間に係る申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除の状況について証言等を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和45年9月1日から48年9月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 860

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 6 年 5 月 8 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
A 事業所に同時期に勤務していた同僚は厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に勤めていた複数の元同僚の証言から、勤務時期は特定できないが、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、前述した元同僚の一人は、「申立人は独身だから保険はいらないと、社長が言っていたことを記憶している。」と証言している。

また、オンライン記録から、A 事業所は平成 2 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日に被保険者資格を取得している元同僚は、「事業所から、国民年金から厚生年金保険に切り替わること及び給料から厚生年金保険料が引かれることについて説明があった。」と証言しており、当該事業所の事務責任者であった元取締役も、「社会保険に加入する従業員には、保険料控除に関する説明をした。」と証言しているが、申立人は、「昭和 60 年ごろから A 事業所に勤務していたが、会社から保険料控除に関する説明は無く、国民年金から厚生年金保険に切り替えるを行った記憶も無い。」と述べていることから、当該事業所は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A 事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶は無く、申立期間は国民健康保険に加入していた。」と述べており、B 市 C 区

に照会したところ、申立人は、昭和 55 年 4 月 30 日から平成 18 年 9 月 10 日まで国民健康保険被保険者資格を有していたとの回答を得た。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 861 (事案 536 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年12月31日まで  
社会保険事務所(当時)に、A事業所に勤務していた期間に係る標準報酬月額について照会したところ、申立期間を通じ、11万8,000円であるとの回答を得た。

申立期間当時の給与明細書等はないが、平成3年分及び4年分の源泉徴収票に記載されている支払金額を月数で割ることにより算出された各月の報酬額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも高額であることから、当該報酬額を基準とした標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る平成3年分及び4年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁(当時)の記録上の標準報酬月額(11万8,000円)に基づく社会保険料控除額とほぼ一致しており、申立人が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない上、社会保険事務所が管理しているA事業所に係る資料において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できないとして、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、申立人名義の預金口座に係る平成3年分及び4年分の取引明細書及びA事業所と申立人が取り交わしたとする雇用契約に係る合意書を提出しているが、当該事業所の代表取締役は、「会社では、合意書で取り交わした申立人に係る給与額(12万円)を基に標準報酬月額を決定し(11

万 8,000 円) 、この給与額から社会保険料、市民・県民税及び所得税を控除した額を申立人名義の預金口座に振り込んでいた。」と証言しており、当該口座に給与として振り込まれた額は、12 万円から前述の保険料等を差し引いた額とほぼ同額であることから、当該資料において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月18日から34年4月5日まで  
(A事業所)  
② 昭和34年9月21日から38年5月10日まで  
(B社C出張所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細は無いが、A事業所及びB社C出張所に勤務していたことは確かであるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間に従事した工事の場所などを鮮明に記憶していることや申立人が記憶する上司のA事業所における厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人は、A事業所が受注していた工事現場で勤務したことがあると推認できる。

しかし、A事業所に照会したところ、「申立人が、上司として名前を挙げた者は、当社の被保険者台帳において記録を確認することはできるが、申立人の記録は無く、申立人の勤務状況は確認できない。」「申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の厚生年金保険加入条件等については、不明である。」との回答を得た。

また、申立期間当時、A事業所の厚生年金保険の被保険者となっている者から、「現場作業員の中でも社会保険加入の取扱いの違いがあった。基幹要員は厚生年金保険への加入は認められたが、一般作業員は加入できなかった。」との証言を得た。

さらに、申立人は、A事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年8月1日から34年5月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、申立人がB社C出張所の厚生年金保険被保険者資格を有する上司の名前を記憶していることなどから判断すると、申立人はB社C出張所が受注していた工事現場で勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社C出張所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、B社D事務センターに申立人の雇用状況、厚生年金保険適用の有無について照会したところ、「申立期間における申立人の在籍記録は無く、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付は行っていない。当時の厚生年金保険加入条件等についても、資料が無いため不明である。」との回答を得た。

また、B社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年10月5日から同事業所で最後に被保険者資格を取得した者の取得日である37年10月8日までを確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする上司は既に死亡している上、申立人は、B社C出張所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 42 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号について、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 11 日から 31 年 12 月 27 日まで  
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立期間当時において従業員の退職手続を担当していた者に聴取を行い、「当時、代理して脱退手当金の請求手続を行っていた。」と回答しており、また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて5ページに記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 12 月 27 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 15 名確認でき、この 15 名のうち、資格喪失後 1 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 4 名を除く 11 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名について資格喪失日の 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 2 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ころから31年ころまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間についての厚生年金保険の記録は無いという回答だった。  
同時期にA事業所に勤務していた同僚には厚生年金保険の記録があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所(A事業所が名称を変更)が提出した賃金台帳及び賃金支払簿から、申立人の雇入年月日は昭和27年5月16日であり、32年7月25日までの賃金が支払われていたことが確認できることから、申立人が当該期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の賃金台帳及び賃金支払簿に記載されている申立人の記録では、昭和27年5月から32年5月までの給与支給額から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。なお、厚生年金保険料の控除が確認できる同年6月及び7月については、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を同年5月1日に取得し、同年7月27日に喪失していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和27年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、同年9月1日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、当時の申立人の上司は、「当時の社会保険事務の取扱いについては分からない。また、事務担当者の氏名は覚えていない。」と証言しており、厚生年金保険の取扱、加入基準等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。